

菊川市内で住所を変更された方へ（転居）



©菊川市

次の手続きが必要となる場合がありますので、担当課でご確認ください。

手続きが必要となる方	菊川市での手続き	持ち物	担当部署・連絡先
マイナンバーカードをお持ちの方	表面記載欄へ新住所の記載、電子証明書の更新手続きが必要です。	マイナンバーカード (暗証番号の入力が必要になります。)	市民課市民係 (0537-35-0917)
国民健康保険に加入している方、もしくは加入されている方がいる世帯の世帯主	新しい保険証を発行します。世帯主変更となった方の分は、新しい保険証を発行します。	世帯内の住所が変更される国民健康保険加入者全員の旧住所の保険証	市民課国保年金係 (0537-35-0915)
年金を受給されている方	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金・厚生年金を受給されている方 <ul style="list-style-type: none"> ①マイナンバーと基礎年金番号が結びついている方は、原則手続き不要です。 ②マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない方は、住所変更の手続きをしてください。 ・共済年金等を受給されている方 共済組合へ連絡をし、手続きを確認してください。 		
水道を使用されている方	上下水道使用休止届および開始届を水道事務所水道料金お客さまセンターまで提出してください。※本庁総合案内でもお手続きいただけます。		水道料金お客さまセンター (0537-73-1120)
介護保険被保険者証をお持ちの方（65歳以上の方）	転居後の介護保険被保険者証等を発行します。	介護保険被保険者証	長寿介護課介護保険係 (0537-37-1253)
各種障害者手帳をお持ちの方	手帳の住所変更手続きが必要です。	各種障害者手帳	福祉課障がい者福祉係 (0537-37-1252)
重度障害者（児）医療費助成受給者証をお持ちの方	受給者証の住所変更手続きを行います。	重度障害者（児）医療費助成受給者証	
各種障害者手当を受給されている方	住所の変更手続きが必要です。	各種手当の証書など	

手続きが必要となる方	菊川市での手続き	持ち物	担当部署・連絡先
自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院）を受給されている方	受給者証の住所変更手続きが必要です。	自立支援医療受給者証	福祉課障がい者福祉係 (0537-37-1252)
障害福祉サービス（者・児）を利用されている方	福祉サービス受給者証の住所変更手続きが必要です。	福祉サービス受給者証	
小・中学生のお子さんの方が学校が変わる方	学校から在学証明書・教科用図書無償給付証明書の交付を受けて、転校先の学校に提出してください。		教育委員会学校教育課 (0537-73-1113)
こども医療費受給者証をお持ちの方	こども医療費受給者証変更届の提出が必要です。	こども医療費受給者証	子育て応援課家庭支援係 (0537-35-0914)
児童手当を受けている方	住所の変更手続きが必要です。		
ひとり親家庭等医療費助成金受給者証をお持ちの方	受給者証の住所変更手続きが必要です。	ひとり親家庭等医療費助成金受給者証	
児童扶養手当証書をお持ちの方	証書の住所変更手続きが必要です。	児童扶養手当証書	